

6. 災害復旧及び災害関連事業(目次へ戻る)

事業名	区分	負担割合			採択基準
		国	県	その他	
農地農業用施設 災害復旧事業 (暫定法)	県営農業用施設	65	35	—	1. 1箇所工事費 40 万円以上の農地、農業用施設の復旧事業。 2. 被害甚大なものについては補助率増高措置が講ぜられる。 3. 原則3ヵ年以内に完了すること。
	団体営農地	50	—	50	
	団体営農業用施設	65	—	35	
公共土木施設 災害復旧事業 (負担法)	県営海岸保全施設	2/3	1/3	—	1. 1箇所工事費が都道府県に係るものにあつては 120 万以上、市町村に係るものあつては 60 万円以上の海岸保全施設等の復旧事業。 2. 被害甚大なものについては補助率増高措置が講ぜられる。 3. 原則3ヵ年以内に完了すること。
	団体営海岸保全施設	2/3	—	1/3	
	県営地すべり防止施設	2/3	1/3	—	
農地災害関連区画 整備事業	県営	50	未	未	1. 災害復旧のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できないもの。 2. 受益戸数が 2 戸以上。 3. 工事費が 400 万円以上かつ併せて施行する農地等災害復旧事業の被災面積及び工事費を原則として超えないものであること。 4. 他の改良計画がないこと。 5. 一連の農地・農業用施設の面積の 5 割以上が被災していること。 6. 原則 3 ヵ年以内に完了すること。
	団体営	50 (施設は増高あり)	—	50	
農業用施設災害 関連事業	県営	50	未	未	1. 原則として当該関連事業の工事費が 200 万円以上で、かつ、あわせて施行する災害復旧事業の工事費を超えないもの。 2. 当該施設に他の改良計画がないこと。 3. 事業の効果が大きいこと。 4. 被害甚大なものについては補助率増高措置が講ぜられる。 5. 原則3ヵ年以内に完了すること。
	団体営	50	—	50	
ため池災害関連特別 対策事業	県営	50 (基本)	25 (基本)	25 (基本) (激甚増高あり)	1. ため池の被害が激甚で、災害復旧工事のみでは十分な効果が期待できないこと。 2. 被災ため池と一連の地域内にあるため池であつて、被災及び被害のおそれのある人家戸数が 10 戸以上にかかわるもの、又は重要な公共施設及び公共建物に直接被害を及ぼすと認められるもの。 3. 工事費 15,000 千円以上で、併せて施行する災害復旧事業の工事費を超えないこと。 4. 原則として他の改良計画がないもの。 5. 総貯水量が 1,000 m ³ 以上あること。 6. 原則3ヵ年以内に完了すること。
災害関連農村生活 環境施設復旧事業	団体営	50	—	50	1. 受益戸数 2戸以上。 2. 工事費 200 万円以上。 3. 対象となる施設は以下のとおり。 (ただし、農業農村事業にかかる施設に限る) 1) 集落排水施設(処理施設を含む) 2) 営農飲雑用水施設 3) 農村公園施設 4) 集落防災安全施設 5) 情報基盤施設 4. 集落排水施設の特例となる要件 激甚災害に指定されかつ市町村の集落排水施設復旧事業費が以下に該当する場合。 ・標準税収入の 10%以上の場合又は災害復旧事業費と保険金の合計が 6,000 万円以上の場合 5. 原則3ヵ年以内に完了すること。
		80 集落排水施設の特例	—	20	

海岸保全施設災害 関 連 事 業	県 団 体 営	営 50 50	未 未	未 未	1. 1箇所工事費が都道府県に係るものにあつては 800 万以上、市町村に係るものあつては 600 万円以上で、かつ、あわせて施行する災害復旧事業の工事費を超えないもの。 2. 当該施設に他の改良計画がないこと。 3. 事業の効果が大きいこと。 4. 被害甚大なものについては補助率増高措置が講ぜられる。 5. 原則3ヵ年以内に完了すること。
地すべり防止施設 災 害 関 連 事 業	県 団 体 営	営 50	50	0	1. 1箇所工事費が原則として 800 万以上で、かつ、あわせて施行する災害復旧事業の工事費を超えないもの。 2. 当該施設に他の改良計画がないこと。 3. 事業の効果が大きいこと。 4. 被害甚大なものについては補助率増高措置が講ぜられる。 5. 原則3ヵ年以内に完了すること。
災 害 関 連 緊 急 地すべり対策事業 1. 渓流 渓流において施行するもの及びこれと一体となって直接渓流に土砂が排出することを防止する。 2. その他 上記渓流以外のもの	県 団 体 営	営 2/3 渓 1/2 そ	1/3 1/2 の	0 0 他	1. 農村振興局所管の地すべり防止区域又は地すべり防止指定予定区域内であること。 2. (ア)～(エ)のいずれかに該当すること。 (ア)崩土が渓流、河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの。 (イ)重要な公共施設、公共建物に直接被害を及ぼすと認められるもの。 (ウ)貯水量3万㎡以上のため池、関係面積 100ha 以上の用排水施設に直接被害を及ぼすと認められるもの。 (エ)人家 10 戸以上又は農地 10ha 以上に直接被害を及ぼすと認められるもの。 3. 1 箇所事業費が 6,000 千円以下は除く。
特 殊 地 下 壕 対 策 事 業 ア)農村振興地域内の農地等が被災しその復旧に伴い対策が必要と認められる特殊地下壕について埋め戻し、防災処理等を実施すること イ)農村振興地域内において陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、農地、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い特殊地下壕について埋め戻し、防災処理等を実施すること	県 団 体 営	営 50 50	未 未	未 未	1. 1箇所工事費 200 万円以上 2. 旧軍、その他これに準ずるものが築造した特殊地下壕であること 3. ア)に係るものについては原則 3 ヶ年以内、イ)に係るものについては原則当該年度内に完了すること
災害関連緊急大規模 漂着流木等処理対策	県 団 体 営	営 50 50	未 未	未 未	1. 海岸保全区域内に漂着したもの 2. 堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から 1km 以内の区域に漂着したもの 3. 漂着量が 1,000 ㎡以上のもの 4. 1 つの事業主体の補助対象となる事業費は 200 万円以上 5. 原則当該年度以内に完了すること。